

並行在来線の取扱いに関する基本方針

1 基本的考え方

県と沿線市町は、経済界等の協力を得ながら並行在来線の存続を図る。経営形態や運営の基本方針、負担および支援については、認可後速やかに、県や沿線市町等関係機関による並行在来線対策協議会を設置し、北陸新幹線の整備区間の開業時まで具体的に詰めていく。

2 並行在来線に関する基本方針

(1) 経営形態

第3セクターによる経営を基本に、県と沿線市町等は十分協議し、決定する。

(2) 運営の基本方針

列車の運行形態等については、沿線住民の意向を踏まえながら、県と沿線市町等は十分協議し、決定する。

(3) 負担および支援

経営分離に係る沿線市町の財政負担について、県は過大とならないよう配慮する。

また、経営分離後も経営主体の健全な経営を確保するため、国に対し必要な施策を積極的に講ずるよう、県と沿線市町等はともに強く求めていく。